あいち認知症パートナー企業・大学登録要綱

(目的)

第1条 あいちオレンジタウン推進計画の基本理念である「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む企業や大学等を「あいち認知症パートナー企業」及び「あいち認知症パートナー大学」(以下「あいち認知症パートナー企業・大学」という。)として登録し、広く公表すること等により、認知症に理解の深いまちづくりの実現に向けた社会的機運の醸成を図る。

(登録対象)

- 第2条 愛知県内に本社又は事業所を置き事業活動を行う企業等、若しくは愛知県内の大学 等(以下「企業・大学等」という。)を対象とする。
- 2 企業等とは、企業、事業者及び団体をいう。ただし、認知症の人やその家族を対象と した医療、介護及び支援を業とする企業等を除く。
- 3 大学等とは、大学、短期大学及び専門学校をいう。

(登録基準)

- 第3条 あいち認知症パートナー企業・大学の登録申請をしようとする企業・大学等は、次 の各号のいずれかに掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 各種の取組及び宣言に基づく登録
 - ア 企業等においては別紙1、大学等においては別紙2に掲げる事項を少なくとも 2項目以上満たすこと。
 - イ 認知症に理解の深いまちづくりに関する企業・大学等における取組を宣言し、 その公表に同意すること。
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
 - (2) 認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修(以下「ONEアクション研修」という。) の実施に基づく登録
 - ア 企業等において令和6年4月1日以降にONEアクション研修を2回以上開催 していること。
 - イ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(申請方法)

- 第4条 あいち認知症パートナー企業・大学の登録申請をしようとする企業・大学等は、次の書類に必要な資料等を添えて、知事に提出するものとする。
 - (1) あいち認知症パートナー企業・大学登録申請書(様式1-1または様式1-2)
 - (2) 要件確認シート(様式2-1または様式2-2)
 - (3) あいち認知症パートナー宣言(様式3)
- 2 知事が必要と認める場合は、前項に定めるほか、資料等の提出を求めることができる。 (登録)
- 第5条 知事は、前条の申請内容を審査のうえ、あいち認知症パートナー企業・大学の登録 を決定する。

(有効期限)

第6条 登録の有効期限は令和9年3月31日とする。なお、次の有効期限は3か年を経過 した年の3月31日とし、以降同様の取り扱いとする。

(登録の更新)

- 第7条 有効期限が経過した後も引き続きあいち認知症パートナー企業・大学として登録を継続するには、有効期限の1か月前までに第4条に定める申請手続きを行うものとする。 (取組内容の確認)
- 第8条 知事は、必要に応じ、実地調査等により、取組内容の確認を行うことができる。 (あいち認知症パートナー企業・大学の表示等)
- 第9条 あいち認知症パートナー企業・大学は、以下に該当するものを除き、商品、役務 の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に「あいち認知症 パートナー企業」又は「あいち認知症パートナー大学」である旨の表示ができるものと する。
 - (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの
- 2 知事は、あいち認知症パートナー企業・大学に別途定める登録証を発行するとともに、 取組内容の県ホームページへの掲載、県が主催する行事でのPRを行う。

(変更の届出)

- 第 10 条 あいち認知症パートナー企業・大学は、次に掲げる事項に変更があった場合は、 速やかに「あいち認知症パートナー企業・大学変更届出書」(様式4)を知事に提出しな ければならない。
 - (1) 名称(個人の場合は屋号又は代表者氏名)
 - (2) 所在地
 - (3) 宣言内容
 - (4) その他必要な事項

(登録の辞退)

第 11 条 あいち認知症パートナー企業・大学が第 3 条に定める基準を満たさなくなったとき、又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに「あいち認知症パートナー企業・大学辞退届出書」(様式 5) を知事に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第12条 知事は、あいち認知症パートナー企業・大学が次に掲げる行為を行ったとき、又は、その事実が明らかになったときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき
 - (2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき
 - (3) 景品表示法等の法令や条例に違反したことが判明したとき
 - (4) 著しく社会的信用を損なう行為等があったとき
 - (5) その他、知事が適当でないと認めるとき

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して企業・大学等にその旨を通知するものとする。
- 3 登録の取消しを受けたときは、企業・大学等は速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

	項目	取組内容
従業員向けの取組	認知症 サポーター	宣言する事業所(県内)に認知症サポーターがいる
		社内に認知症キャラバン・メイトがいる
	ボランティア 活動の推進	ボランティア休暇制度を整備している
		従業員に認知症高齢者に対するボランティアを紹介している
		社内ボランティア活動ポイント制を導入している
	家族への支援	介護離職防止のための社内セミナーを実施している
		地域包括支援センターの紹介をしている
		社内に認知症相談窓口を設置している(健康相談・介護相談の枠に 「認知症」の記載がされている)
	若年性認知症 への対応	若年性認知症総合支援センターの周知を行っている
		若年性認知症に関する啓発活動をしている
		若年性認知症の方の雇用をしている(継続雇用する仕組みがある)
		従業員に認知症高齢者等の見守りネットワークへの登録をすすめてい る
顧客等向けの取組	行政との連携	認知症高齢者等の見守りネットワークに関係機関として参画している
		地域包括支援センターと連携している
	認知症の方への支援	認知症高齢者にやさしい商品サービスの開発に取り組んでいる
		認知症高齢者が利用しやすい環境づくりへの取組をしている(対応マニュアルの作成、従業員への研修等)
	7. 11.h	県の作成する啓発資材の掲示、従業員・顧客への配布を行っている
	その他	その他、認知症施策に資する取組を行っている

	項目	取組内容
学内向けの取組	認知症 サポーター	学内に認知症サポーターがいる
		学内に認知症キャラバン・メイトがいる
		学内で認知症への理解を深めるための講座を開講している
		学内に認知症の方に対するボランティアを紹介している
	ボランティア 活動の推進	学内でボランティア活動ポイント制を導入している
学外向けの取組		学生主体で認知症の方に対する取組を行っている
	若年性認知症 への対応	若年性認知症の方との交流を行っている
	行政との連携	認知症高齢者等の見守りネットワークに関係機関として参画している
	認知症の方 への支援	認知症高齢者にやさしい商品サービスの開発に取り組んでいる
	その他	県の作成する啓発資材の掲示、学生・保護者への配布を行っている
		その他、認知症施策に資する取組を行っている